

# デュッセルドルフ市内の排気ガス規制区域(Umweltzone)指定について

在デュッセルドルフ総領事館

## 1. デュッセルドルフ市大気保全計画の発効と排気ガス規制区域指定

「デュッセルドルフ市大気保全計画(Der Luftreinhalteplan für die Stadt Düsseldorf)」の新計画が、本年11月1日に発効します。本新計画に基づき、既に2008年1月1日からケルン市、2008年10月1日からルール地域で導入されている「排気ガス規制区域(Umweltzone)」のデュッセルドルフ市での指定が含まれております。

Völklinger Straße、Südring、Auf'm Hennekamp、Kruppstraße、Werdener Straße、Kettwiger Straße、Dorotheenstraße、Heinrich-Ehrhardt-Straße、Johannstraße、Kennedydamm、Hombberger Straße、Cecilienallee、Josef Beuys Ufer und Rheinufertunnel、Brehmstraße、Lindemannstraßeに囲まれた内側の区域で排気ガス規制区域が指定され、**2009年2月15日**より、同区域に乗り入れる車両は、排気ガス規制値によって区分された赤色、黄色、緑色のステッカーが必要となります。規制区域の詳細につきましては、次頁の区域図(デュッセルドルフ市の了解を得て使用。著作権は同市に帰属)をご覧ください。



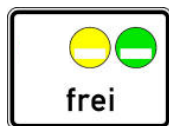
排気ガス規制区域の標識

## 2. 排気ガス規制区域に入ることのできる車両

排気ガス規制区域に乗り入れることができる車両は、排気ガス規制値によって区分された3種類のステッカー(赤色、黄色、緑色)のいずれかをフロント・ウィンドーの前方下に貼っている車両である必要があります。

本頁右上の標識例のように補助標識に3色のステッカーが表示されている場合には、どのステッカーが貼られている車両でも乗り入れができますが、表示されているステッカーが本頁中央の補助標識のように黄色と緑色の場合には、赤色のステッカーの車両の乗り入れも制限されます。例えば、ドルトムント市Bracker Strasseでは2008年1月12日からユーロ2規制クリアの赤色ステッカーの車両の乗り入れも制限されており、ケルン市でも2010年から赤色ステッカーの車両の乗り入れを制限する予定となっています。

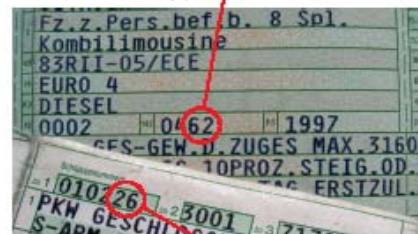
このステッカーは、ドイツ技術検査協会(TÜV)、Dekra社(車両検査会社)および自動車整備工場で5ユーロから販売されており、専門検査官が、車検証に記載された規制区分番号を検査することで、ステッカーの交付を受けることができます。車検証を確認するのみで、実車の検査は必要はありません。車検証の記載箇所とどのグループに該当するかについては、右図をご覧ください。



赤色ステッカーの車両の乗り入れが制限される場合の補助標識

車検証の排気ガス規制区分番号記載箇所

2005年10月1日以降の車検証



2005年10月1日以前の車検証

有害物質グループ ステッカー	排気ガス規制番号区分			
	自家用車		業務用車両	
	ガソリン、ガス、エタノール	ディーゼル、バイオディーゼル	ガソリン、ガス、エタノール	ディーゼル、バイオディーゼル
<b>2</b> 有害物質グループ2 赤色ステッカー	-	25 から 29, 35, 41, 71	-	20 から 22, 33, 43, 53, 60, 61
<b>3</b> 有害物質グループ3 黄色ステッカー	-	30, 31, 36, 37, 42, 44 から52, 72	-	34, 44, 54, 70, 71
<b>4</b> 有害物質グループ4 緑色ステッカー	01, 02, 14, 16, 18 から70, 71から75, 77	32, 33, 38, 39, 43, 53 から70, 73 から75, PM 5	30から55 60, 61 70, 71, 80, 81, 83, 84, 90, 91	35, 45, 55, 80, 81, 83, 84, 90, 91

### ガス自動車

上表の番号に該当しない車両は、有害物質グループ1該当車両であり、ステッカーなしに分類されます。

### (例外規定)

排気ガス規制ユーロ2未満の車両であっても、排気ガス規制区域内住民や食料品・医薬品等の生活必需品を輸送する車両の場合、特別の許可を市自動車登録局から取得することにより排気ガス規制区域への1年間の乗り入れが可能となります。申請にかかる手数料は、許可を受けようとする車両を所有する方の区分(住民、生活必需品の輸送業者等の別)、車両の重量(3.5トン以上又は未満の別)、許可の期間(1年間又は1日の別)によって異なりますので、詳しくはデュッセルドルフ市自動車登録局(Kfz-Zulassungsstellen)にお問い合わせ願います。

## 3. ステッカーが貼られていない車両で排気ガス規制区域に入った場合の罰則

ステッカーが貼られていない車両又は特別の許可を得ていない車両で排気ガス規制区域に入った場合、**2009年4月1日以降は、40ユーロの罰金**を課せられることとなります。(2月15日以降3月31日までは猶予期間)

# デュッセルドルフ市排気ガス規制区域(Umweltzone) 図

